

令和8年度 特別助成金の募集要項

公益財団法人吉田学術教育振興会（以下、当財団という）は、福岡県の教育の振興を図ることにより社会の発展に寄与することを目的として、特別助成金の交付を行います。

令和8年度の特別助成金の交付先を、下記により募集します。

1 事業内容

当財団の特別助成金は、教育の振興と青少年の健全育成に対し、思いをもって活動している団体等を支援する事業です。教育、文化、芸術、健康増進等の活動や行事に対し、費用を助成するという形で支援しています。

《活動や行事の例》

体験活動、文化活動、音楽活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、環境活動、防災活動、挨拶・声掛け運動、登下校の見守り運動、地域おこし・祭り等のイベント開催、安心・安全なまちづくり活動、人権啓発活動、学習支援活動、教職員等の学習活動、不登校・ひきこもり支援活動、ひとり親支援活動、地域食堂等の多世代交流会の場の開催、その他、青少年の健全育成に関する（つながる）活動や行事

2 応募資格

応募資格は、次の各号すべてに該当するものとします。

- a. 福岡県内の教育関係・地域活動等の諸団体であること。
- b. 青少年の健全育成につながる事業（行事や活動）であること。
- c. 事業（行事や活動）に込めた夢や思いがあること。
- d. 過去3年間、当財団から助成を受けていない団体であること。

3 助成金額、件数等

1件当たりの助成金額は原則として30万円以内とし、助成件数は4件程度とします。

4 募集期間

令和8年7月1日（水）～令和8年7月24日（金）迄とします。

※原則として、募集期間末日をもって応募を締め切りますが、諸事情で遅れる場合は事前にご連絡願います。

5 募集、申請等

- (1) 募集は、ホームページに掲載する等の方法で周知し、公募により行います。
- (2) 申請は、応募期間内であれば随時受け付けます。
- (3) ホームページに掲載している「見本」を参考として「特別助成金申請書（助成第1号様式）」に必要事項を記載して下さい。
- (4) 特別助成金は未来志向の事業です。事業に対する「想い」を含めて記載して頂いて結構です。ただし、実現可能な範囲とします。
- (5) 記載頂いた申請書をメールで送付した後、確認の為、財団事務局へ電話で申請した旨を連絡して下さい（受信できていない場合もあります）。

担当者：紫原（しはら）、江口

Tel：0942-51-0100

email：hiroshi-shihara@dyden.co.jp

(6) ヒアリング等

申請内容等の確認が必要な場合は、メール等で問い合わせの他、必要に応じ、面談等でヒアリングを行うことがあります。

6 助成の対象

- (1) 助成の対象となる期間は、助成金交付後に発生する費用とします。
- (2) 助成の対象となる費用は、行事や活動に必要な費用全般です。

例：講師の旅費・宿泊費、講演料、出張費、会議室等の賃借料、

資材・機材の購入及び制作費、図書購入及び出版費、印刷費、消耗品等の購入費等

※主催者等の飲食費は助成の対象外です。

7 選考

- (1) 選考委員会は、8月下旬に開催し、交付先を決定します。
- (2) 特別助成金の選考は、申請書類を基に選考委員が総合的に審査したうえで、交付団体を選定し、その結果に基づき理事長が特別助成金の交付先を決定します。
- (3) 主な選考基準は次のとおりです。
 - a. 事業の目的や実施内容が特別助成金の趣旨に沿っていること
 - b. 事業の実施にあたり助成金が必要な団体等であること
 - c. 地域の課題等が明確であり事業内容や計画が具体的であること
 - d. 事業内容の工夫等により想定した効果や成果が期待できること
 - e. 助成金により事業の発展と課題の解決が期待できること

f. 事業を通して青少年の健全育成が期待できること

- (4) 助成する金額は、選考結果によって申請した金額より低くなる場合があります。
- (5) 教育的効果等が著しく高いと選考委員会が判断したものについては、複数年に亘り、または、申請した助成額を超えて助成することがあります。
- (6) 選考結果は、9月上旬迄に代表者に書面で通知します。

8 助成金の交付

助成金は、原則として9月下旬を目途に交付します。

9 事業の実施期間

事業の実施期間は、原則として、助成金を交付した後、1年以内とします。

10 決定の取消し、中止、返還

助成金の交付先が次の各号のいずれかに該当したときは、決定の取り消し、助成の中止、費用の一部又は全額返還を求めることがあります。

- a. 虚偽の申込又は報告を行った場合
- b. 申請した計画の大部分を中止した場合
- c. 助成金交付後1年を過ぎても実施できていない場合
- d. 特別助成金の活用状況報告を行わない場合
- e. その他、当財団の信頼を損ねるような行為があった場合

11 活動等の状況報告

活動報告は、助成を受けた活動が終了した後、当財団に遅延なく報告して下さい。

様式：特別助成金活動報告書（助成第3号様式）

- a. 活動状況の報告及び今後の課題や展望等
- b. 会計報告及び領収証の添付等（近距離の交通費の領収証不要）
- c. その他、活動状況が把握できる資料等（資料や活動状況の写真等の添付）

12 報告書等の活用

報告頂いた内容や写真等は、理事会等への報告やホームページへの掲載、その他教育関係諸団体等へのご紹介等に活用します。

報告書の写真は、ホームページ等での公開が可能な方に限ります。そのうえで、参加者の笑顔や活動全体の様子が分かる写真を報告頂けると幸いです。

1 3 問い合わせ先、申請書・報告書送付先

〒830-8511 福岡県久留米市南二丁目 15 番 1 号（大電株式会社内）

公益財団法人吉田学術教育振興会 事務局長：紫原 寛

E-mail : hiroshi-shihara@dyden.co.jp

TEL : 0942-51-0100 FAX : 0942-51-0020

以 上